

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

令和 5 年第 3 回 沖 繩 県 議 会 (9 月 定 例 会)

令和 5 年 9 月 26 日 (火 曜 日)

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和5年9月26日 火曜日
開 会 午前10時22分
散 会 午前11時8分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案の採決

出席委員

| | | |
|---------|-----|-----|
| 委 員 長 | 呉 屋 | 宏 |
| 副 委 員 長 | 下 地 | 康 教 |
| 委 員 | 仲 里 | 全 孝 |
| 委 員 | 座 波 | 一 |
| 委 員 | 玉 城 | 健一郎 |
| 委 員 | 瑞慶覧 | 功 |
| 委 員 | 島 袋 | 恵 祐 |
| 委 員 | 比 嘉 | 瑞 己 |
| 委 員 | 崎 山 | 嗣 幸 |
| 委 員 | 新 垣 | 光 栄 |
| 委 員 | 金 城 | 勉 |

委員 照屋守之

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

土木建築部長 前川智宏
空港課長 波平恭宏

○呉屋宏委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日は、先ほど開催されました本会議において、甲第2号議案が先議案件として本委員会に付託されており、同議案の審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

甲第2号議案令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

前川智宏土木建築部長

○前川智宏土木建築部長 ただいま議題となりました甲第2号議案につきまして、令和5年度9月補正予算（案）説明資料により、その概要を御説明いたします。

2ページをお願いします。

今回の補正予算は、台風6号の来襲により被害のあった県有施設の復旧に対応するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するものであります。

2、補正予算（案）の概要の特別会計（第1号）、下地島空港特別会計を御覧ください。

補正予算額は、365万2000円となっております。

26ページをお願いします。

歳出の内容について御説明します。

下地島空港特別会計については、台風6号の影響により被災した下地島空港進入灯保守管理通路橋の転落防止柵を修繕するための経費であります。

以上が、甲第2号議案の概要であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○呉屋宏委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 説明はこの内容だけなのですが、この場所は我々が見ることができない場所にありますので、この被害状況というのがよく分からないんですよ。写真とか図面とかで示すようなものはないんですか。金額の妥当性が問われていても見ない限りはちょっと判断もしにくいわけですね。

そういう資料はないんですか。これだけですか。提案の在り方はこれでいいのかね。

○波平恭宏空港課長 配付用に写真等は御準備はしておりませんが、被災の状況としましては、進入灯保守管理通路橋というのがございまして、海上に設置された管理用の通路橋の高欄、転落防止柵が全体で44メートル被災しまして、その復旧に要する費用で今回365万2000円の補正予算を計上させていただいているところでございます。

○座波一委員 今初めて44メートルということも分かるし、こんなのがなく我々が、はい、いいですよ、というのはちょっとまずいと思うんですね。

だからそこは常々言うように、この提案のときには分かるような提案、特に土木の場合は重要ですよ、非常に。そこが欠けていると思いますよ。だから本来ここでこの365万が妥当かどうかで議論できるものなのかなと思うわけですね。

どうですか。

○波平恭宏空港課長 被災の状況の写真をこれからコピーして準備するという
ことであれば対応は可能なんですけれども、この後どう対応したほうがよろし
いかは御指示いただければ、コピーして配付することは可能ではございます。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から追加の資料を提出するように指示があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 今委員御指摘のとおり、写真、図面等の配付がない
と現場の状況がよく分からないということでございました。

大変失礼いたしました。

今からですが、急ぎコピーして委員の皆様へ配付して、現場の状況を確認し
ていただくよう取り計らいますので、今しばらく配付までお時間をいただきた
いと存じます。

以上でございます。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から座波委員の質疑については資料の提出後に行う
こととなった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 台風の被害状況なんですけど、今、通路橋の部分の補正が
入っています。それ以外に下地島空港で台風による被害、そういったことはあ
りましたか。

○波平恭宏空港課長 下地島空港におきましては、管理用の通路橋の高欄以外
には台風6号による被災は確認されておられません。

○玉城健一郎委員 分かりました。

以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 ちょっと確認させてください。今回補正予算に上げられている修繕費——進入路の進入灯保守管理通路橋の転落防止柵ということなのですが、これは台風が原因なんですか。

○波平恭宏空港課長 今回、台風6号により被災した箇所となっております。

○仲里全孝委員 私が確認したいのは、今回の台風6号が原因で今回修繕費を上げられているんですかということです。

○波平恭宏空港課長 この管理用の通路橋の高欄につきましては、定期的に点検を行っていきまして、老朽化している部分も既存の区間でございまして、そこについては応急対応的な措置をした上で、今後本復旧を予定していたんですけども、正式な復旧を行う前に今回台風6号で被災したということで今回補正予算を計上しているところでございます。

○仲里全孝委員 これ説明内容、提案内容が違うんじゃないですか。

通常から皆さん、例えばメンテナンスが不十分で、あるいは老朽化がありますと。それと、今回の台風第6号の影響による被災と書いてあるんですよ。これ内容が違うんじゃないですか。今の説明だと。

例えば、台風の影響があるんでしたら、災害復旧とか大きく今後出てくるんですよ。皆さん一刻も早くということで急いでいるから、補正予算を組んでいるわけでしょう。だからそこで、台風6号の影響でこういうふうに破損しているんですかということなんですよ。

○波平恭宏空港課長 今回この高欄につきましては、老朽化している箇所もございまして、そこにさらに台風6号が来襲しまして、被災したということがございます。それで、通常の国庫補助での災害復旧事業の適用はちょっと難しいということで、今回補正予算を計上させていただいているところでございま

す。

○仲里全孝委員　そこなんですよ。これ復旧しても仮に台風が——台風の影響だとまた破損するんですよ。台風は毎年来るんですよ。設計のやり直しだとか、今後皆さんの取組はやらないといけないのかなと思うんですけれどもね。

今皆さん提案理由は台風6号の影響によりと。復旧しても、これは災害復旧が適用できるかどうか分からないんですからね。

皆さんの説明だと、もともと老朽化しているところもあるというんでしょう。何かこれ文面を変えたほうがいいんじゃないの。公の説明だから。

以上です。

○呉屋宏委員長　ほかに質疑はありませんか。
下地康教委員。

○下地康教委員　下地島空港、私の地元でありますけれども、今までの委員の皆さま方が大体質疑といいますか、質問をしていただきました。

まさに台風の影響と被害ということですから、補助事業ではないということではあるんですけれども、ただ、台風の影響によるということですから、台風による被害調査をしなければならぬと思うんです。つまり台風によって破損というのであれば、どういう状況でどういう部分がという詳細を述べて、それで被災がありましたと、この分は被災ですよということで、これだけお金がかかりますよというような資料を上げることが補正額を理解する上で非常に重要なことだと思います。

なのでその資料をしっかりと上げていただきたい。もちろん被災した図面も。皆さん、災害復旧を経験されているから分かりますよね。

特別会計だからといってもこれは台風被害という話をしていますから、それはしっかりと災害復旧に関する要件を満たすということ準備しなければならないと思っていますので、その辺の資料を準備していただきたい。

それと、もし災害復旧という話になると、例えばもう一度台風が来て被災をした場合、同じことをやらないといけないんですね。つまり、台風の被害以外の補修ができないはずなんです。私の趣旨は分かりますか。だから要するに今度台風が来たときにはこの補修をした分では再度の補修ができないという話になるはずなんです。これは文言も含めて、改修も含めてというものであれば、これはもうちょっと考える必要があるのではないかと思います。

台風による影響で破損したものと言うのであれば、その分しか修繕といいますが災害復旧ができないはずなので。だから先ほどの説明にあったように劣化もありますよという話だとほかの場所の補修はできないはずなのです。その辺りをしっかりと考えて、災害の復旧でやるのか、改修という名目でやるのか。——もちろんこれは特別会計だから、ある意味ほかの改修も含めて理由をつけてやることもできると思うんです。その辺りをしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

まずは資料をしっかりと準備をすること。それで台風による影響はここなんですけれども、やはり調査をしてみると劣化もあるよと。だから今回の被災だけではなくて、次の台風に対する予防も含めて改修しますよというような話があるのかないのかですよ。それをしっかりと提示をしていただきたいというふうに思います。

台風の影響によるものだけなのか、それとも台風による影響も含めて将来被災があるような箇所であれば、それを修繕していくということも入っているのか。その辺りもしっかりはつきりさせていただきたいと思います。

以上です。

○波平恭宏空港課長 今の御質問について補足の説明をさせていただきますと、今回台風6号で被災したのは全体で44メートルとなっております。そのうち34メートルにつきましては老朽化に伴って一部支障がある箇所とかを応急処置して本復旧を予定していたのですが、その前に台風6号が来まして、老朽化している部分がさらに被災したと。さらに今回の台風6号で健全な10メートル部分が増破したということで、合計で44メートルが台風6号により被災しているという状況でございます。

○下地康教委員 そうであるならば、やはり台風の影響に伴い老朽化の施設も含めて改修及び修繕をしますというような形にしなければならないのではないですか。

○波平恭宏空港課長 全体44メートルが今回台風6号で被災したということではあるんですけれども、そのうち34メートルは老朽化もありまして、一部応急的な処置を加えていたところではございます。

○下地康教委員 私が言う趣旨は十分理解していると思うんですけれども、この内容についてはもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思いま

す。

以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 お願いします。

これは現場視察・調査というのは、いつ、誰がやっているのですか。

○波平恭宏空港課長 台風6号の後に下地島空港管理事務所の職員が現場を確認しているところがございます。

○照屋守之委員 下地島空港の職員ですか。本庁とかそういうところは実際に現場は見えていないのですか。

○波平恭宏空港課長 本庁の職員は現場はまだ確認しておりません。

○照屋守之委員 本庁は確認しなくてこういう予算が取れるのか。

大体こういう災害現場は我々も土木環境委員会で読谷とか本部とか、委員会で調査してきましたよ。私もうるま市の地滑りとか何か所か実際現場を見て、県の担当部局に電話連絡して、そしてうるま市のほうにも連絡してこうやるんだけど、当然そこは県も見ていますよ、ちゃんと職員が。

だからそういうことなしに、自分たちが分からないでただ聞くだけでそういう処置って——部長、誰か見ているんでしょう。どうですか。

○前川智宏土木建築部長 災害等が起きた場合には、基本的にはその現場を確認し、復旧の方法・費用などについて見積もるということが原則ではあるかと思えます。

今回の下地島空港の進入灯管理橋の柵につきましては、下地島空港管理事務所の職員が現場を確認し、図面・写真等を本庁の担当職員に送付し、その被災の状況等について協議しながら予算を計上しているというところがございます。

当然、その現場に行って確認するということが望ましいわけではございますが、今回、柵のみの被害ということでございまして、図面・写真等による確認で十分ではないかというところでのこの予算を計上させていただいているという

ところでございます。

○照屋守之委員 下地島空港の管理事務所の職員の中に県の職員が常駐しているという理解でいいんですか。

○波平恭宏空港課長 そのとおりです。下地島空港は県が直営で管理している空港となっております。

○照屋守之委員 それと、これ財源はどうなりますか。

当然、台風災害の恐らく認定を国なり、しかるべき手続をするはずですがけれども、その災害復旧という位置づけでこれをやるのか。この財源ですね。どうなるんですか。

○波平恭宏空港課長 今回の補正予算の財源につきましては、一般財源で計上しているところでございます。

○照屋守之委員 後で国からの交付税なり、あるいは何らかのそういう災害に適用できるような財源が取れるということですか、どうですか。

○波平恭宏空港課長 今回の被災箇所につきましては、先ほど説明しましたとおり、34メートルにつきましてはもともと老朽化している箇所が被災ということで、今回の台風6号で純粹に被災した箇所は10メートルということになっております。34メートルについてはもともと老朽化していた箇所が被災したということで、そこにつきましては災害復旧事業の適用は難しいという状況です。さらに、10メートル増破した箇所につきましては、災害の適用要件であります120万円に満たないというところがありまして、今回44メートルにつきましては、全体的に一般財源のほうで補修をしたいと考えているところでございます。

○照屋守之委員 私の理解では、そういう自然災害とか、そういうものが起これば、それは当然市町村や県できちんと災害の復旧をやるんだけど、そのの分については国に対してそういう申請を出して、国が災害認定をして、後々何らかの形で国から財源的なものが得られるという、そういう考えがあって、そういう災害復旧は後々国からの支援も得るだろうというふうに思っているんだけど、それはある一定の基準があって自分でやらないといけないものとか、そういう縛りがあるということですか。

○波平恭宏空港課長 今おっしゃるように、災害を適用するに当たっては通常の維持管理によって、通常保持すべき機能が確保されていることが前提になりまして、今回の被災した34メートルにつきましては、老朽化に伴って今後復旧を予定していた箇所が本復旧前に台風6号の来襲により被災したということで、災害適用の条件にはちょっと当てはまらないという状況になってございます。

○照屋守之委員 いや、皆さん方は台風の災害があつて、こうやるからということで補正予算を出しているわけでしょう。それは日常的な維持管理ができてないとかつていうふうなものはおかしいでしょう。あくまで台風があつてこうなったということなんでしょう。そういう申請をすればいいことなんじゃないんですか。

現場を見に行く人たちが自分で日常的に管理すべきだったということをご自分で認めるわけですか、それは。

台風が来たからそういうふうなものがあつて、補正予算を組んでやらないといけないという、そういうことなんでしょう。じゃ、それを日常管理というふうなことを言ったら、皆さん方が日常的に管理していなかったからこうなるんですかと言われたらどう答えるんですか。これ台風でしょう。日常的に管理するものが台風が来てこうなったわけでしょう。だったらそこは全部災害の適用をして、そういう予算を使うべきなんじゃないの。違うんですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から追加資料の提出があつた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

波平恭宏空港課長。

○波平恭宏空港課長 先ほどの災害復旧工事の適用ですけれども、1件120万円に満たないもの、あるいは通常の維持工事で行うべきもの等は災害復旧事業の対象にならないということで、今回この下地島空港の管理橋の場合は一部老朽化している箇所がございましたので、その部分につきましては維持工事に対応すべきもの。さらに、台風6号で増破した10メートルにつきましては、総額が120万円に満たないということで今回は適用に至らないという状況となって

おります。

○照屋守之委員 ありがとうございます。

何でこれを質問するかと言ったら、先ほど言いましたように我々土木環境委員会で読谷を見てきました。あの現場を見て、これはどうするのかと。下に個人の土地があると。片づけも含めて何らかの対応をすべきなんじゃないのと。そして、そこはちゃんと県が土砂崩れをしないようにいろいろ前からされているから、そこは県がやらないといけないというのははっきりしているということは言っていましたよ。だったら、その下の片づけも含めてきちんと——これは個人でやるのは大変ですよ。負担かけないようにお願いしますと現場で言ってきました。だからそういうこともあるから、こういうものについてはそれは適用できないと言い出されたら、これはその地域とか、今災害に遭っている部分の復旧なんて、なかなか進まないですよ。だからそこも含めてぜひそういうところはきちっと災害復旧であればそれに対応できるような、そういう対応を今後ともお願いします。

以上です。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、委員長から執行部に対して追加提出のあった資料を基に改めて説明するよう指示があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

波平恭宏空港課長。

○波平恭宏空港課長 お配りした資料全部で4枚ございます。

まず4の1ページ、起点側のほうからいきまして、1番が台風で新たにスパンが脱落した箇所の写真となっております。新規破損ということで赤囲みしている部分です。

右下の①1スパン脱落と書かれている部分が台風6号で新たに被災した箇所となっております。

②と③はもともと一部脱落していたんですけど、それが台風でさらに拡大しているという状況となっております。

続きまして、4の2ページのうち右上の④、3スパン破損、ロープ仮固定中と書かれている部分が台風6号で新たに破損した箇所となっております。

左の⑤、下の⑥につきましては、もともと老朽化の影響がありましたけれども、台風6号でさらに脱落、あるいは傾き等が発生しているという状況でございます。

続きまして、4の3ページです。こちらの⑦、⑧、⑨、⑩につきましてはもともと老朽化もありましたが、台風6号でさらにスパンが脱落あるいは傾きが拡大しているという箇所となっております。

さらに4の4ページ目です。こちらの⑪につきましてももともと老朽化の影響があったのですが、台風6号でさらに傾き等が発生しているという状況となっております。

説明は以上です。

○呉屋宏委員長 質疑はありませんか。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 質疑の中でちょっと確認したい。

この写真を見て、台風で被災したのか、これまでの老朽化なのか、見分けがつかないですね。

○波平恭宏空港課長 この写真は下地島空港管理事務所の職員が実際現地に行って被災の状況を確認した際に撮影した写真を図面とともに被災状況を説明するためにまとめた資料となっております。

○仲里全孝委員 平面図はあります。写真あります。課長の意見はどうですかということですか。

私が見たらどれが台風で被災したのか——さびているのは老朽化でしょうねと分かるけれども、これは区別できない。

被災がある10メートルというのはどこですか。

○波平恭宏空港課長 資料の4の1の①の箇所と4の2の④の箇所、あとは4の3の⑩の箇所となっております。

○仲里全孝委員 トータルすると10メートルということですか。

○波平恭宏空港課長 そうです。

○仲里全孝委員 これもともとあったのではないのか。もともとそういうふう
に破損されたものがあったのではないですかということです。

○波平恭宏空港課長 現地を確認しましたら、台風6号によって新たに破損等
が発生している箇所が先ほど説明した箇所となっております。

○仲里全孝委員 誰がジャッジしたのですか。誰がこれは台風6号による被災
ですよとやったのか。

○波平恭宏空港課長 現地を管理している下地島空港管理事務所でございます。

○仲里全孝委員 やっぱりこれはちょっと質疑すればするほど、概要説明内容
を変えたほうがいいと思います、今の状況だと。

今回の台風6号に沖縄県全体——護岸だとかほかの場所にも波及しますよ。

44メートルのうち、皆さんが言っている10メートルすら説明責任があります
よ、これ。

以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 4の3のところ、⑦の5スパン脱落のところ、非常に気になる
んですよね。

今の仲里委員の議論にもあったとおり、これが老朽化で破損したのかあるい
は強風で破損したのかという、本当に微妙なところで、これトラロープでかな
り前から固定されていたような感じがする。本来であれば、この状態のときか
ら空港の機能に支障があるのであれば、それはもうやらなければならない工事
だったはずなのに、このときに台風被害ということで上がってきたというのは
非常に不思議でしようがないのです。

なぜそんなことを言うかということ、県内あちこち緊急を要する復旧工事がま
だ山積しているわけです。これよりもっとひどい状態、県民生活にもろに影響
が出ている状況が多々あるのに、これを今見た感じのレベルで先議として、議
会に議決を求めてきたというふうな、非常にこれは愕然とする感じがするん
ですよね。

しかしこれはやらなければならない工事ということは理解していますので、しようがない部分もあるのですが、今後災害復旧については災害前と後がよく分かるような資料を出して、これがどのように県民生活に影響をするということを明確にして、だからこそ、緊急だから先議でお願いします、あるいは補正でお願いしますという、その流れをつくらないといけないのではないかと、部長、これは本当にお願いします。

まだまだやらなければならないことがまだされていない。護岸が決壊しているところだってあるわけです。

なぜあんなところはしないのにこんなのが先議で出てくるのかという感じがしたんです。

よっぽど重要なんだなと思って私は資料を求めたのです。

○前川智宏土木建築部長 ただいま御指摘のとおり、説明内容の書きぶり、追加で提出させていただきました図面と写真、それからここが前から経年劣化があったかどうかというところは下地島空港管理事務所の職員が日々点検をしておりますので、その中で経年劣化というのは確認をしていたというところがございます。

その辺の詳細に経年劣化と台風による被害というところの説明が十分できていなかったというところは大変申し訳なく思っております。今後そういうような詳細な説明を十分抜かりなくやっていきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 お疲れさまです。

今台風の被災に伴って、それと老朽化に伴ってそういう提案をされていると思うんですけど、写真を見て、これはアルミで劣化していないところも曲がっているわけですから、この台風の巨大化とか、この台風の来襲の回数とか、通常の台風被害が度重なってそういうことが起こっているのではないかと思っています。

これを見ていてもアルミでさびないはずなのに曲がっているとか、そういうのを考えると、もう一度台風の巨大化に伴って、この強度的なものも——私も与那原の海岸に行って見たのですが、与那原の海岸は新品の柵が破損していたりするものですから、本当に強度が今の台風の規模に対応できているのかなという部分もあるのですよ。新しい物も破損していたりしているものですから、

いま一度この台風被害の調査をしっかりとやって、強度が本当に耐えられるものなのかということまで今後やっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法について協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

これより、甲第2号議案令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された先議案件の処理は、終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月11日水曜日本会議終了後に委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏